

ビデオで学ぶ

[実務ポイント] シリーズ

第

10

巻

—ある銀行員の現金着服事件〈Part II〉—

ケースで学ぶ 不祥事防止



ビデオで学ぶ

[実務ポイント] シリーズ

第10巻

—ある銀行員の現金着服事件〈Part II〉—

ケースで学ぶ 不祥事防止

目次

- 第1章 不祥事の具体例 4
- 第2章 なぜ不祥事が起こるのか? 7
- 第3章 不祥事が発覚すると... 9
- 第4章 不祥事を起こさないために
..... 11
- 第5章 参考法令 13

不祥事の具体例

コンプライアンス、内部統制、企業の社会的責任（CSR）などが声高に叫ばれつつも、横領・着服など金融機関の不祥事が後を絶ちません。

不祥事が起きた金融機関では、自社のホームページにてその調査結果を報告・公表しているところも多くあります。

それらの内容から、金融機関における「不祥事の実際」を紹介します。

一人の職員の不祥事が、同僚や上司などの役職員、預金・融資等の取引をいただいているお客さま、株主、家族や親戚ほか多くの関係者に多大な迷惑が及ぶことを、日頃から肝に銘じておかなければなりません。

（ケース1）

A金融機関では、30代の女性職員Bがお客さまの預金を着服し、警察に逮捕された。

Bは、当時勤務していた支店において、正当な払い戻しであるかのように装ってお客さまの預金を払い出し、着服していたという容疑で逮捕された。

Bの着服実行から数年後の逮捕であったが、お客さまからの問合せで発覚した。

逮捕時の実質被害額は数十万円であったが、Bは懲戒解雇となった。

その後、Bに有罪判決が言い渡され、事件はBの実名とともにニュースで報道された。

(ケース2)

C金融機関では、女性職員Dが、「お客さまに無断で証書式定期預金を通帳式定期預金に種類変更したうえで口座から着服する」などの手口により約300万円を着服していた。

このケースでは、お客さまからの問合せにより調査したところ発覚した。

(ケース3)

E金融機関では、職員Fがお客さまに「キャンペーン中です。」「成績が足りません。」という虚偽の理由をつけてお客さまに預金の書替や解約を依頼し、預かった資金を着服・流用していた。

被害総額は約7,000万円に上った。

その後Fは懲戒解雇されたほか、役員の減給処分、関係する職員の人事処分などが実施された。

(ケース4)

G金融機関では、職員Hがお客さまから預かった定期預金、普通預金等を不正に着服・流用する行為を繰り返し行っていたことが判明した。

Hは、不正に流用した資金を補填するため、他のお客さまの預金を、順次、繰り返し不正に流用した。

事件は、お客さまが窓口に来店した際、持参した通帳に取引印字を抹消したような形跡が見られたため調査したところ、発覚した。

事故の累計金額は約2億6,000万円に上った。

G金融機関では、発覚後、速やかに監督官庁等関係機関に報告するとともに、Hを警察に告訴した。

Hは懲戒解雇処分とされたほか、役員の減俸、関係職員の降格・停職・戒告処分が下された。

(ケース5)

I金融機関では、職員Jが、生活費欲しさに、窓口に来店したお客さまの納税資金を「納期限までに相当日数余裕のあるもの」として着服し、生活費に充てていた。

さらに、Jは、納税資金だけでは着服資金の穴埋と生活資金を賄いきれなくなったため、睡眠預金に狙いを付けて、あたかもお客さまから解約の申出があったかのように書類を整えたうえで払出手続きを行い、現金を着服していた。

事件発覚後、Jは懲戒解雇処分とされた。

(ケース6)

K金融機関では、関連会社から派遣された女性事務社員Lが、事務処理端末機を操作し、預金者の通帳・証書を不正に作成した後、伝票等を偽造し現金約500万円を着服していた。

預金者から「覚えのない出金取引がある」との申し出があり、内部調査を行ったところ、預金の着服が発覚した。Lの着服の原因は、消費者金融等から多額の借入金があったことである。

Lは、事件の発覚遅延・攪乱を狙い、詐取に伴う伝票を抜き取ったり、破棄していた。

(ケース7)

M金融機関では、派遣社員Nが、友人・知人に架空の高金利の運用を持ちかけて、定期預金の満期金や現金約3億6,000万円を着服していた。

Nは、定期預金に預けたように見せかけるため、偽装表示を行った通帳を交付して隠蔽を行っていた。

Nは、着服金を家具・調度費用、衣服・装飾品代、交際費、生活費のほか、借入金の返済などに使用していた。

この事件は、お客さまが預金残高を照会したところ残高が不一致であったことから発覚した。

第2章

なぜ不祥事が起こるのか？

1. 不祥事のさまざまなケース

金融機関における不祥事には、ビデオの市ヶ谷宏子のよ
うなケースのほか、以下のような例があげられます。

- ・ 渉外先で預かった現金を横領する。
- ・ お客さまの預金を勝手に解約して着服する。
- ・ 出納室・ATMなどから現金を抜き取る。
- ・ 伝票や端末を不正に操作して着服する。
- ・ 金融機関内部の情報を無断で持ち出し、売買する。
- ・ お客さまと癒着して不正な融資を行う。

誰でも「不正は悪いこと」と知っています。でも、どうし
てこのような事件が起きるのでしょうか。

2. 「不正のトライアングル」とは？

不正を行う人の心理を科学的に解明した理論に、アメリ
カのドナルド・R・クレッシー教授が提唱した「不正のトラ
イアングル」という理論があります。

クレッシー教授は、横領罪等で服役中の犯罪者を対象
に、裁判資料の分析やヒアリングをしたうえで分析を行い、
“なぜ普通の人々が犯罪行為に至るのか？”を解明しました。

その結果、不正行為は以下の3つの条件が整うと起こる
ことが判明しました。

① 動機・プレッシャー

「営業目標を達成しなければならない」、「生活に困ってる」、「上司に怒られてイライラした」、「恋人にふられてムシャクシャした」といった「動機・プレッシャー」があげられます。

② 機会

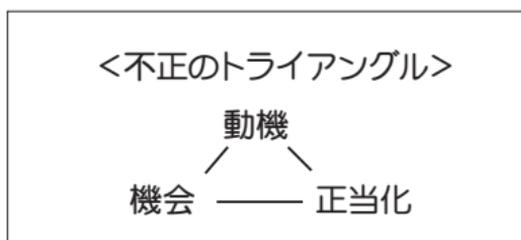
次に、「金庫の鍵を使える」、「今日は上司がいない」、「システム上の欠陥を知っている」、「外出先なので誰も見ていない」といった「機会」があげられます。

③ 正当化

「みんなだってしている。だから、私だっていいでしょ?」、「私は職場にたくさん貢献している。だから、少しぐらい盗んだって罪にはならないわ」、「盗む私が悪いんじゃないわ。盗まれるほうが悪いんだわ」と、自分に都合よく言い聞かせ、自らの行為を「正当化」しようとする心理です。

これら「動機・プレッシャー」、「機会」、「正当化」の3つが、不正行為を心理的に後押しします。

これら3つは「不正のトライアングル」と言われ、不正を行う人間の心理が科学的に説明されています。



これらのうち、「機会」は金融機関で監視することができますが、「動機・プレッシャー」と「正当化」は監視することができません。

一人ひとりの普段の心構えやコミュニケーションが、不正防止の大きな鍵を握るといえるのです。

不祥事が発覚すると…

1. 不祥事の発覚

不祥事はどのような過程で発覚するのでしょうか。

不祥事は、店内検査や監査部の検査、内部告発で発覚するほか、第一章のケースで多く見られるように、お客さまからの通報によって発覚することが多くあります。

2. もし不祥事が発覚すると…

不正は必ず発覚します。

そして、もし不正が発覚すると、どのようなことが起きるのでしょうか。

① 損害賠償請求

お客さまに被害が出ている場合には、民法上、その損害賠償責任を負わなければなりません。

② 刑罰

現金・預金の着服では、刑事事件として詐欺罪や業務上横領罪などに問われます。

また、オンラインを不正使用した場合には電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の2）、いわゆる浮貸しでは出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）3条により罰せられます。

「たとえ現金や預金を着服しても、全額返せば罪にはならない」というものではありません。

また、最近では、不祥事を警察・検察に告訴する金融機関も多くなってきています。

③ 信用失墜

金融機関としての大きな痛手の1つに、「信用を大きく失